

令和6年度 サマー学童保育所入所申請のご案内

市では、小学校の教室を利用した夏休み期間限定の学童保育事業（サマー学童保育所）を、令和6年度も行います。経験豊富なスタッフの指導のもと、事業者ごとに様々なカリキュラムを行い、児童の安全安心な居場所を提供いたします。

申請受付

- 1 受付期間 **令和5年11月1日（水）から令和6年5月15日（水）まで（期間内）**
令和6年5月16日（木）から令和6年6月17日（月）まで（期間外）
※期間外申請について、期間内申請判定後の定員に空きがあった場合のみ判定対象となります。期間外申請の専用枠はありません。
- 2 受付場所 子ども育成課または各学童保育所
※ 就労以外の要件で申請される方は、子ども育成課と電子申請のみで受付します。
- 3 受付時間
 - ・子ども育成課 月～金曜日 8時30分から17時まで（市役所1階23番窓口）
11/4（土）、11/12（日）のみ、9時から17時まで市役所209会議室で臨時受付
 - ・各学童保育所 月～金曜日 13時から18時まで
土曜日 8時30分から17時まで
 - ・電子申請 受付初日8時30分から最終日18時まで

※ 全日とも、正午から午後1時は除きます（電子申請を除く）。
※ 年末年始、祝日は受付いたしません（電子申請を除く）。
※ 原則として、保護者が申請書等をご持参ください。郵送での受付はできません。
※ 児童館では申請できません。
※ 早期提出による優先枠はありません。
※ サマー学童保育所と「学童保育所」「児童館ランドセル来館」との併用申請はできますが、サマー学童保育所に優先的に入所できる訳ではありません。
※ 大規模な災害が予想される場合などは、閉所となる可能性があります。

開設場所および保育日時

- 1 開設場所 「西砂小学校」「第四小学校」
 - 2 保育時間 午前8時30分から午後4時まで
 - 3 開所期間 開催校の夏休み期間の月曜日から金曜日（祝日は除く）まで
 - 4 定員 西砂小学校40人（加配枠※2人） 第四小学校 40人
- ※ 加配とは、障害のために集団生活・保育をおくる際に支援を必要とする児童を介助するため、指導員を増やすことをいいます。（児童1人に対し職員1人を増やすものではありません。）
※ 対象児童は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（以下より各種手帳と呼びます）を所持している児童です。
※ 令和6年度より各種手帳を所持していない児童は加配の対象ではなくなりましたのでご注意ください。
※ 加配枠を希望される場合は、事前に子ども育成課までお問い合わせください。

申請のできる方

基本的に学童保育所入所申請要件に準じますが、以下の点が異なりますのでご確認ください。

- 1 保護者の就労等の日数・時間の要件は無し
- 2 集団生活・保育に適応できない児童は除く

※ 入所決定後に申請のできる方の条件から外れた場合、辞退又は途中退所していただくことがあります。
※ サマー学童保育所の保育時間内において、指数の高い順に審査・判定を行います。
※ 地域の学童保育所に入所した時点で申請を取り下げたものとみなします。

申請書類

1 令和6年度 学童保育所入所申請書

- (1) 申請児童1人につき1枚の提出（第二希望まで記入できます）
- (2) サマー学童保育所の申請書は、学童保育所の申請書と兼用です。どちらも申請する場合は1枚のみご記入ください。
- (3) 本申請書には入所申請書のみを添付しております。勤務証明書等は別紙書式よりご記入ください。

2 勤務証明書

- (1) 複数の勤務先がある場合、全ての勤務先で記入を依頼してください（コピー不可）。
（学童保育所と併願される場合や、きょうだいで申請の場合、勤務証明書は1セットで可）
- (2) 保護者全員分必要です。保育園の勤務証明書との併用はできません。
- (3) 個人事業主の方は「2022年分確定申告書」もしくは「令和5年度市・都民税申告書」の写し、開業届、営業許可証、確定申告のための帳票類、請負契約書、業務委託契約書のいずれかの写しをご提出ください。
- (4) 育児休業取得中の方は、勤務証明書の復職予定日がサマー学童保育所開始日以前であれば申請できます。

※ 他事業ですでに子ども育成課に提出している場合、状況に変更がなければ再提出は不要です。

3 申請理由書

勤務証明書を提出できない場合（就学、介護、出産等）や、特別な理由のある時に提出してください。併せて、日中保育に欠ける理由や期間のわかる証明書等の写し及び原本をお持ちください。提出先は子ども育成課と電子申請のみとなります。

費用

保育料5,000円～6,000円程度（開催日数により決定） 間食費4,000円程度

- ※ 食物アレルギーをお持ちの児童について、アレルギーの程度や症状によっては間食等を持参していただく場合がございます。その際の間食費については徴収いたしません。
- ※ 保育料について、教育委員会の教育費の援助対象世帯には、減免制度がございます。
- ※ 間食費は運営事業者が徴収します。
- ※ 一日でも利用された場合は保育料・間食費の還付はいたしません。

利用決定の通知

申請が期間内の方は6月上旬、期間外の方は7月上旬に、入所決定通知又は保留通知を郵送いたします。ただし、地域の学童保育所へ入所が決定した方は除きます。

- ※ 地域の学童保育所に入所しながらサマー学童保育所を利用することはできません。
- ※ サマー学童保育所の入所決定後に地域の学童保育所に入所可能となった場合は、どちらを利用されるか意思確認をさせていただいた後に、入所する学童保育所を決定いたします。
- ※ 辞退者が出た場合は、保留中の方で保育の必要度が高い方から順に利用の意思確認を行います。（開催の1週間程度前まで）

運営事業者（過去の実績）

令和5年度の運営について、下記事業者が事業を実施いたしました。

第四小学校 立川市シルバー人材センター

西砂小学校 株式会社 明日葉

令和6年度の運営事業者については、決まり次第ホームページにてお知らせをいたします。

その他

令和7年度以降の開設場所については、学童保育所の待機児童の状況により変更する可能性があります。詳細については、該当年度の申請書にてお知らせをする予定です。